

令和2年度栃木支部事業計画（案）及び 予算（案）について



全国健康保険協会 栃木支部
協会けんぽ

令和2年度栃木支部事業計画（案）

後発医薬品の使用促進その他の保険者としての機能を發揮するための取組

(令和2年度 支部事業計画 概要)

09栃木

支部

項目	主な取組
ジェネリック医薬品の使用促進	
ジェネリック医薬品	<ul style="list-style-type: none"> ■ 医療機関等へのジェネリック薬品に関する情報収集及び情報提供 <ul style="list-style-type: none"> ・ 各種データを用い支部の課題を把握し、医療機関及び保険薬局へ訪問することで情報の収集を行う。 ■ 医療機関及び加入者への情報提供 <ul style="list-style-type: none"> ・ ジェネリック情報提供ツールを活用し、医療機関及び保険薬局へ文書による働きかけを行う。 ・ 15歳未満加入者及びその親世代に対し、健康保険財政効果や安全性などの情報提供を行うことで理解を促進する。
その他の保険者機能を発揮するための取組	
特定健診受診率等の向上・医療費適正化等	<ul style="list-style-type: none"> ■ 特定健診受診率等の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・ 定期健康診断から生活習慣病予防健診への切り替えを、メリットを訴えながら受診勧奨を行う。 ・ 市町の集団健診の健診日程を受診券に同封し、被扶養者の健診受診機会を周知する。 ■ 医療費適正化 <ul style="list-style-type: none"> ・ インセンティブ制度評価指標の取組み状況を事業所ごと見える化したツールを活用し、事業主等の行動変容を促す。
分析・調査研究	<ul style="list-style-type: none"> ■ 協会が保有する各種データの分析結果による情報発信 <ul style="list-style-type: none"> ・ 本部及び支部が保有するレセプトデータ等を分析し、事業主及び加入者へ、分析結果に基づく医療費適正化に向けた情報発信を行う。
広報・意見発信(定期広報以外)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 加入者等の理解促進 <ul style="list-style-type: none"> ・ YouTube広告やマスメディアを活用した周知を行い、事業主や加入者の制度理解を促進する。 ■ 地域の医療提供体制への働きかけや意見の発信 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域医療構想調整会議等において、医療データ等の分析結果や地域医療を見える化したデータベース等を活用し、エビデンスに基づく意見発信等を行う。
その他の取組(支部独自の取組等)	<ul style="list-style-type: none"> ■ コラボヘルスの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康格付型バランスシートHCSヘルシーズに加えて、事業所健康度診断シートや取組みの具体策を提供することで「とちぎ健康経営事業所」を拡大する。 ・ 他事業所の好事例や事業所健康度診断シートによる経年変化を提供することで宣言事業所のフォローを行う。 ・ 栃木県及び健康保険組合連合会栃木連合会と協働し「とちぎ健康経営事業所」を認定する。

栃木支部事業計画（新旧対照表）

分野	<新>令和2年度具体的施策等	<旧>平成31年度（令和元年度）具体的施策等
I 基盤的保険者機能関係	<p><基本方針></p> <p>基盤的保険者機能を盤石なものとするため、現金給付等の業務<u>処理</u>の標準化・<u>効率化・簡素化</u>を徹底し、併せて、日々の業務量の多寡や優先度に応じた柔軟な業務処理体制<u>の定着を図り</u>、業務の生産性の向上を目指す。</p> <p>1. サービス水準の向上</p> <p>お客様満足度調査を活用したサービス水準の向上に努める。</p> <p>現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ KPI：サービススタンダードの達成状況を100%とする。 ■ KPI：現金給付等の申請に係る郵送化率を<u>92.0%</u>以上とする <p>【具体的取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①事務処理手順書に則った業務の標準化・<u>効率化・簡素化</u>を徹底し、現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。 ②加入者からのご意見や苦情等について、迅速かつ正確に支部内で情報共有し、更なるサービスの改善に結びつける。また、サービス水準向上のため、お客様満足度調査の結果に沿った支部内研修を行う。 ③事務処理誤りを防止するため、統一的処理ルール（業務マニュアルや事務処理手順書等）を遵守・徹底する。また、統一的処理ルールを遵守・徹底するという意識向上や情報共有のため、毎月ミーティング等を行う。 	<p><基本方針></p> <p>基盤的保険者機能を盤石なものとするため、現金給付等の業務の標準化・<u>簡素化・効率化</u>を徹底する。併せて、日々の業務量の多寡や優先度に応じた柔軟な業務処理体制<u>を構築し</u>、業務の生産性の向上を目指す。</p> <p>6. サービス水準の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> お客様満足度調査を活用したサービス水準の向上に努める<u>とともに</u>、現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。 ■ KPI：サービススタンダードの達成状況を100%とする *令和元年度状況 100% (R1.11末現在) ■ KPI：現金給付等の申請に係る郵送化率を<u>88.0%</u>以上とする *令和元年度状況 83.8% (R1.12末現在) <p>【具体的取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①事務処理手順書に則った業務の標準化・<u>簡素化・効率化</u>を徹底し、現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。 ②加入者からのご意見や苦情等について、迅速かつ正確に支部内で情報共有し、更なるサービスの改善に結びつける。また、サービス水準向上のため、お客様満足度調査の結果に沿った支部内研修を行う。 ③事務処理誤りを防止するため、統一的処理ルール（業務マニュアルや事務処理手順書等）を遵守・徹底する。また、統一的処理ルールを遵守・徹底するという意識向上や情報共有のため、毎月ミーティング等を行う。

栃木支部事業計画（新旧対照表）

④加入者が申請書等を郵送で提出できるよう、加入者の立場に立った、よりきめ細やかな電話応対・窓口応対を行う。

2. 業務改革の推進に向けた取組

現金給付等の業務処理手順の更なる標準化の徹底と役割を明確にした効率的な業務処理体制の定着により、業務の生産性の向上を目指す。

【具体的取組み】

- ①職員の知識レベルや処理速度を随時確認し、人材育成計画に基づき業務担当ごとのユニットの編成、及び日々の業務の割振りを実施する。
- ②毎月グループミーティングを実施し現金給付等の業務処理手順の更なる標準化の徹底を図る。
- ③経験の浅い職員に対し、OJTによる研修に加え、勉強会を毎週実施しスキルレベルの底上げを図る。

3. 現金給付の適正化の推進

不正の疑いのある事案については、支部の保険給付適正化PTにて議論を行い、事業主への立入検査を積極的に行う。また、不正の疑われる申請について重点的に審査を行う。

傷病手当金と障害年金等との併給調整について、確実に実施する。

【具体的取組み】

- ①資格取得から請求までの期間が短期間である場合、療養担当者意見欄、レセプト等の内容確認と併せて、年金事務所と連携のうえ、資格取得が適正かどうかの確認を行う。
- ②不正請求の疑いのある申請に対しては、保険給付適正化PTにおいて支給の適否を判断するとともに、年金事務所と連携のうえ、事業主への立入検査を行う。
- ③システムで抽出される障害及び老齢年金との併給調整対象者について、事務処理手順書に則り抽出後3ヶ月以内に併給調整処理を確実に行う。

④加入者が申請書等を郵送で提出できるよう、加入者の立場に立った、よりきめ細やかな電話応対・窓口応対を行う。

1. 現金給付の適正化の推進

(1) 不正の疑いのある事案については、支部の保険給付適正化PTの議論を経て事業主への立入検査を積極的に行う。特に、現金給付を受給するためだけの資格取得が疑われる申請について重点的に審査を行う。

【具体的取組み】

- ①資格取得から請求までの期間が短期間である場合、療養担当者意見欄、レセプト等の内容確認と併せて、年金事務所と連携のうえ、資格取得が適正かどうかの確認を行う。
- ②不正請求の疑いのある申請に対しては、保険給付適正化PTにおいて支給の適否を判断するとともに、年金事務所と連携のうえ、事業主への立入検査を行う。

(2) 傷病手当金と障害年金等との併給調整について、確実に実施する。

【具体的取組み】

- ①システムで抽出される併給調整対象者について、事務処理手順書に則

栃木支部事業計画（新旧対照表）

- ④傷病手当金支給後の併給調整を減少させるため、同一傷病による障害年金との併給調整及び、資格喪失後の老齢年金との併給調整に関する広報を積極的に行う。
- ⑤傷病手当金と労災保険の休業補償給付との適正な併給調整のため、事務処理手順書に則った進捗管理を徹底する。また、休業補償との併給調整に関する広報を積極的に行う。

4. 効果的なレセプト点検の推進

医療費の適正化を図るために、資格・外傷・内容点検の各点検を実施する。

システム点検の効果的な活用や点検員のスキルアップを目指した、レセプト内容点検効果向上計画に基づき効果的なレセプト点検を推進する。

■ KPI：社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする。

(※) 査定率＝レセプト点検により査定（減額）した額÷協会けんぽの医療費総額

【具体的な取組み】

①資格・外傷点検については、システムスケジュールに基づき効率よく点検を実施して、加入者一人当たりの効果額は前年度を上回る額とする。

②内容点検については、P D C Aサイクルにより効果額向上を図り、社会保険診療報酬支払基金の一次審査と合算したレセプト点検の査定率（レセプト点検により査定（減額）した額÷協会けんぽの医療費総額）について、前年度を上回る率とする。

③効果的な内容点検を実施するための勉強会を開催~~するとともに、各種~~

り抽出後3ヶ月以内に併給調整処理を確実に行う。

②傷病手当金支給後の併給調整を減少させるため、同一傷病による障害年金との併給調整及び、資格喪失後の老齢年金との併給調整に関する広報を積極的に行う。

③傷病手当金と労災保険の休業補償給付との適正な併給調整のため、事務処理手順書に則った進捗管理を徹底する。また、休業補償との併給調整に関する広報を積極的に行う。

2. 効果的なレセプト点検の推進

医療費の適正化を図るために、資格・外傷・内容点検の各点検を実施する。

内容点検については、レセプト内容点検効果向上計画に基づき、システムを活用し、協会のノウハウを最大限活用した効果的なレセプト点検を推進する。

■ KPI：社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする

※平成30年度同月 0.346 (H30.10末時点) 年度実績 0.347%
令和元年度状況 0.348% (R1.10末現在)

(※) 査定率＝レセプト点検により査定（減額）した額÷協会けんぽの医療費総額

【具体的な取組み】

①資格・外傷点検については、システムスケジュールに基づき効率よく点検を実施して、加入者一人当たりの効果額は前年度を上回る額とする。

②内容点検については、P D C Aサイクルにより効果額向上を図り、社会保険診療報酬支払基金の一次審査と合算したレセプト点検の査定率（レセプト点検により査定（減額）した額÷協会けんぽの医療費総額）について、前年度を上回る率とする。

③効果的な内容点検を実施するための勉強会を開催~~し~~、点検員のスキル

栃木支部事業計画（新旧対照表）

研修受講後に伝達等を確実に行うことにより、点検員のスキルアップを図る。

5. 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化

多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月15日以上）**及び部位ころがし（負傷部位を意図的に変更することによる過剰受診）の申請について、加入者に対する文書照会や適正受診の啓発を強化する。**

- KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする

【具体的な取組み】

- ①加入者への文書照会については、多部位施術（3部位以上）または頻回傾向施術（1カ月あたり **10回以上**）の申請に対象範囲を拡大し照会を行う。
- ②加入者への文書照会の結果、不正請求の疑いが強いものについては、保険給付適正化PTを経て、厚生局への情報提供を積極的に行う。
- ③**加入者に対し、適正な受診に関する広報を行う。**

6. あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進

受領委任制度導入により、**文書化された**医師の再同意の確認を**確実に実施するとともに、厚生局へ情報提供を行った不正疑い事案については、逐次対応状況を確認し適正化を図る。**

【具体的な取組み】

- ①施術を受ける際に医師の同意書が必要である旨や受領委任の取扱規程に示された様式使用が必要である旨を周知するため、加入者及び施術者に対し受領委任制度実施に関する広報を行う。

アップを図る。

3. 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化

多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月15日以上）**の申請について、加入者に対する文書照会を強化するとともに、いわゆる「部位ころがし」と呼ばれる、負傷部位を意図的に変更することによる過剰受診に対する照会を強化する。**

- KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする
※平成30年度同月 1.294% (H30.12月末時点) 年度実績 1.372%
令和元年度状況 1.321% (R1.12月末現在)

【具体的な取組み】

- ①加入者への文書照会については、多部位施術（3部位以上）または頻回傾向施術（1カ月あたり **10～15回以上**）の申請に対象範囲を拡大し照会を行う。
- ②加入者への文書照会の結果、不正請求の疑いが強いものについては、保険給付適正化PTを経て、厚生局への情報提供を積極的に行う。

4. あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進

受領委任制度導入**に伴い**、**文書で作成された**医師の再同意の確認を**徹底する等審査を強化し、不正の疑いがある案件は厚生局に情報提供を徹底する。**

【具体的な取組み】

- ①施術を受ける際に医師の同意書が必要である旨や受領委任の取扱規程に示された様式使用が必要である旨を周知するため、加入者及び施術者に対し受領委任制度実施に関する広報を行う。

栃木支部事業計画（新旧対照表）

②医師の再同意の確認を徹底する審査を行い、不正の疑いがある案件は厚生局に情報提供を行う。また、厚生局へ情報提供を行った不正疑い事案については、逐次対応状況を確認し適正化を図る。

7. 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権管理回収業務の推進

- (1) 日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に、保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底するとともに、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。
- KPI：日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を95.0%以上とする
- KPI：医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする

【具体的取組み】

- ①広報媒体や健康保険委員研修会等を通じて、資格喪失時の保険証回収に係る周知を行う。
- ②資格喪失届提出時に保険証の添付がない事業所に対し、資格喪失時の保険証回収に係る注意喚起を文書等にて行う。
- ③日本年金機構への回収率向上の依頼、社会保険労務士への保険証早期回収の依頼を引き続き行う。
- ④被保険者証回収不能届受付後1週間以内に、未回収者に対し電話催告等を行う。

(2) 発生した債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整及び法的手続きの積極的な実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。

- KPI：返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対

②医師の再同意の確認を徹底する審査を行い、不正の疑いがある案件は厚生局に情報提供を行う。

5. 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進

- (1) 日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に、協会けんぽから保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底する。また、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。
- KPI：日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を94.0%以上とする
※令和元年度状況 94.7% (R1.11末現在)
- KPI：医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする
※平成30年度同月 0.077% (H30.9末時点) 年度実績 0.065%
令和元年度状況 0.056% (R1.9末現在)

【具体的取組み】

- ①広報媒体や健康保険委員研修会等を通じて、資格喪失時の保険証回収に係る周知を行う。
- ②資格喪失届提出時に保険証の添付がない事業所に対し、資格喪失時の保険証回収に係る注意喚起を文書等にて行う。
- ③日本年金機構への回収率向上の依頼、社会保険労務士への保険証早期回収の依頼を引き続き行う。
- ④被保険者証回収不能届受付後1週間以内に、保険証の回収状況を確認し、未回収者に対し電話催告等を行う。

(2) 発生した債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整及び法的手続きを積極的に実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。

- KPI：返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対

栃木支部事業計画（新旧対照表）

<p>前年度以上とする</p> <p>【具体的取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①文書・電話・訪問による催告を強化し、返納金債権の早期回収を図るとともに法的手手続きを徹底する。 ②資格喪失後受診による返納金債権については、国保保険者との保険者間調整を積極的に活用し、確実な債権回収を行う。 ③損害賠償金債権については、損害保険会社等に対し早期に折衝を行い、確実な債権回収に努める。 <p>8. 限度額適用認定証の利用促進</p> <p>事業主や健康保険委員へのチラシやリーフレットによる広報や、地域の医療機関及び市町村窓口に申請書を配置するなど利用促進を図る。</p> <p>■ KPI：高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を <u>86.0%</u> 以上とする</p> <p>【具体的取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①医療機関窓口への限度額適用認定申請書の設置依頼を引き続き行うとともに、レセプト内容を分析し、限度額適用認定証の使用頻度が低い医療機関に対しては、幹部職員が直接訪問し申請書の設置依頼を行う。 ②医療機関や市町村の窓口担当者が制度説明を容易にできるようになるため、支部で作成した限度額適用認定申請に係るチラシ等を積極的に活用する。 	<p>前年度以上とする</p> <p>※平成30年度同月 53.28% (H30.11末時点) 年度実績 67.54%</p> <p>令和元年度状況 45.18% (R1.11末現在)</p> <p>【具体的取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①<u>返納金債権の早期回収のため</u>、文書・電話・訪問による催告を強化するとともに、法的手手続きによる回収を積極的に行う。 ②資格喪失後受診による返納金債権については、国保保険者との保険者間調整を積極的に活用し、確実な債権回収を行う。 ③損害賠償金債権については、損害保険会社等に対し早期に折衝を行い、確実な債権回収に努める。 <p>7. 限度額適用認定証の利用促進</p> <p>事業主や健康保険委員に対してチラシやリーフレットによる広報を実施するとともに、地域の医療機関や市町村と連携し、医療機関の窓口に申請書を配置するなど利用促進を図る。</p> <p>■ KPI：高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を <u>84.0%</u> 以上とする</p> <p>※令和元年度状況 85.2% (R1.11末現在)</p> <p>【具体的取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①<u>病院協会等を通じた</u>医療機関窓口への限度額適用認定申請書の設置依頼を引き続き行うとともに、レセプト内容を分析し、限度額適用認定証の使用頻度が低い医療機関に対しては、幹部職員が直接訪問し申請書の設置依頼を行う。 ②医療機関や市町村の窓口担当者が制度説明を容易にできるようになるため、支部で作成した限度額適用認定申請に係るチラシ等を積極的に活用する。
---	--

栃木支部事業計画（新旧対照表）

9. 被扶養者資格の再確認の徹底

被扶養者の国内居住要件等に対応した被扶養者資格再確認を確実に実施する。

事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への勧奨を行う。

■ KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を 92.0% 以上とする

【具体的取組み】

- ①未提出の事業所に対して、早期に文書や電話、訪問による勧奨を行う。
- ②未送達事業所については、年金事務所から事業所情報の提供を受け、再送付を行う。それでもなお、所在不明の事業所については、年金事務所等へ実態調査の依頼を行う。
- ③高齢者医療制度納付金等に係る拠出金の算定方法が毎月の加入者の人数等に応じて算出されることから提出された被扶養者異動届については、届書の内容確認、年金事務所への引き継ぎを速やかに行う。
- ④海外在住の被扶養者について、国内居住要件の特例要件に該当するか適切に確認を行う。

10. オンライン資格確認の円滑な実施

国全体で実施するオンライン資格確認の円滑な施行に向けて、マイナンバーカードの健康保険証利用促進のための周知等を行う。

現在協会けんぽが独自に実施しているオンライン資格確認サービスについては、引き続きその利用率向上に向けて取組む。

■ KPI：現行のオンライン資格確認システムについて、USB を配布した医療機関における利用率を 60.0% 以上とする

8. 被扶養者資格の再確認の徹底

被扶養者資格の確認対象事業所からの回答率を高めるため、未提出事業所への勧奨による回答率の向上、未送達事業所の調査による送達の徹底を行う。

■ KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を 89.0% 以上とする

※令和元年度状況 86.8% (R1.12末現在)

【具体的取組み】

- ①未提出の事業所に対して、早期に文書や電話、訪問による勧奨を行う。
- ②未送達事業所については、年金事務所から事業所情報の提供を受け、再送付を行う。それでもなお、所在不明の事業所については、年金事務所等へ実態調査の依頼を行う。
- ③高齢者医療制度納付金等に係る拠出金の算定方法が毎月の加入者の人数等に応じて算出されることから提出された被扶養者異動届については、届書の内容確認、年金事務所への引き継ぎを速やかに行う。

9. オンライン資格確認の利用率向上

・オンライン資格確認サービス利用医療機関の利用率向上に取組む。

■ KPI：現行のオンライン資格確認システムについて、USB を配布した医療機関における利用率を 43.3% 以上とする

※令和元年度状況 56.3% (R1.11末現在)

栃木支部事業計画（新旧対照表）

【具体的取組み】	【具体的取組み】
<p>①国全体で実施するオンライン資格確認の施行に向けて、マイナンバーカードの健康保険証利用促進周知を支部広報誌等を活用し実施する。</p> <p>②USB を配付している医療機関に対し、システム機能や活用方法をまとめたニュースレターを年に 3 回送付することで利用率を向上させる。</p> <p>③USB の利用環境が無くなった等、利用状況に変更があった医療機関から USB を回収し、適切な管理を行う。</p>	<p>①USB を配付している医療機関に対し、システム機能や活用方法をまとめたニュースレターを年に 3 回送付することで利用医療機関の拡大を図る。</p> <p>②USB の利用環境が無くなった等、利用状況に変更があった医療機関から USB を回収し、適切な管理を行う。</p>

栃木支部事業計画（新旧対照表）

分野	<新>令和2年度具体的施策等	<旧>平成31年度（令和元年度）具体的施策等
Ⅱ 戦略的保険者機能関係	<p style="text-align: center;"><基本方針></p> <p>戦略的保険者機能の発揮をより確実なものとするため、保険者機能強化アクションプラン（第4期）、第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組を着実に実施する。具体的には、特定健康診査及び特定保健指導の実施率の向上、コラボヘルスの推進、ジェネリック医薬品の使用促進、<u>医療費分析</u>等に取り組むとともに、ビッグデータを活用するなどして、将来を見据えた戦略的な対応を検討する。</p> <p>1. ビッグデータを活用した個人・事業所単位での健康・医療データの提供 <u>「健康諸表」健康格付型バランスシートHCSヘルシーズやPL型健康度判定表に加えて、事業所の健康度見える化したツール（事業所健康度診断シート）やインセンティブ制度の5つの評価指標を事業所ごとに見える化したツール（インセンティブレポート）を活用し、保健事業の推進や健康経営の普及促進、医療費等の適正化を図る。</u></p> <p>【具体的取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①<u>健康格付型バランスシートHCSヘルシーズやPL型健康度判定表、事業所健康度診断シートを活用し、とちぎ健康経営宣言を拡大するとともに、事業主の健康づくりの取組みを強化することにより、保健事業や健康経営を促進する。</u> ②<u>インセンティブレポートを活用し、5つの評価指標における事業所の取組み状況を提供することで、事業主等の行動変容を促す。</u> ③<u>保険者協議会において、他保険者と連携して、栃木県の健診データ等から地域差の分析を進める。</u> 	<p style="text-align: center;"><基本方針></p> <p>戦略的保険者機能の発揮をより確実なものとするため、保険者機能強化アクションプラン（第4期）、第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組を着実に実施する。具体的には、特定健康診査及び特定保健指導の実施率の向上、コラボヘルスの推進、ジェネリック医薬品の使用促進等に取り組むとともに、ビッグデータを活用するなどして、将来を見据えた戦略的な対応を検討する。</p> <p>1. ビッグデータを活用した個人・事業所単位での健康・医療データの提供 <u>「健康諸表」健康格付型バランスシートHCSヘルシーズやPL型健康度判定表を活用し、事業所の健康度の見える化することにより、とちぎ健康経営宣言事業等の健康経営の普及促進を図る。</u></p> <p>【具体的取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①<u>関係団体と連携した広報や、メディア（テレビ・ラジオ・新聞）などを活用した広報、健康経営セミナーや説明会などを開催することによって、健康格付型バランスシートHCSヘルシーズ等による事業所の健康度の見える化の普及促進を図る。</u>

栃木支部事業計画（新旧対照表）

<p>2. データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施</p> <p>上位目標：健康経営の考え方を普及し、保健指導の徹底、健診受診率アップによりメタボリックシンドローム該当者および予備群に該当する者を25%減らす。<u>(2017年度メタボリックシンドローム該当者15.8%、予備群13.4%から2026年度に向けて該当者11.9%、予備群10.1%とする)～メタボリックシンドローム起因の疾病を予防する～</u></p> <p>(1) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ KPI：生活習慣病予防健診実施率を<u>63.1%</u>以上とする 事業者健診データ取得率を<u>7.7%</u>以上とする 被扶養者の特定健診受診率を<u>29.5%</u>以上とする <p>●被保険者（40歳以上）（受診対象者数：<u>214,668</u>人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診 実施率<u>63.1%</u>（実施見込者数：<u>135,454</u>人） ・事業者健診データ 取得率 <u>7.7%</u>（取得見込者数：<u>16,529</u>人） <p>●被扶養者（受診対象者数：<u>57,792</u>人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査 実施率<u>29.5%</u>（実施見込者数：<u>17,071</u>人） <p>【具体的取組み】</p> <p>①生活習慣病予防健診の受診者数増加につながるよう、各健診機関の特徴等を分かりやすくまとめた支部独自のパンフレットを作成し健診</p>	<p>2. データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施</p> <p>上位目標：健康経営の考え方を普及し、保健指導の徹底、健診受診率アップによりメタボリックシンドローム該当者および予備群に該当する者を25%減らす。<u>(とちぎ健康21プラン2期計画)</u></p> <p>(1) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ KPI：生活習慣病予防健診実施率を<u>61.5%</u>以上とする ※令和元年度状況 <u>41.7%</u> (R1.11末現在) 事業者健診データ取得率を<u>7.6%</u>以上とする ※令和元年度状況 <u>1.3%</u> (R1.11末現在) 被扶養者の特定健診受診率を<u>28.8%</u>以上とする ※令和元年度状況 <u>17.1%</u> (R1.11末現在) <p>●被保険者（40歳以上）（受診対象者数：<u>211,807</u>人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診 実施率<u>61.5%</u>（実施見込者数：<u>130,261</u>人） ・事業者健診データ 取得率 <u>7.6%</u>（取得見込者数：<u>16,097</u>人） <p>●被扶養者（受診対象者数：<u>58,595</u>人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査 実施率<u>28.8%</u>（実施見込者数：<u>16,875</u>人） <p>【具体的取組み】</p> <p>①新たな健診機関と委託契約を結び、加入者が受診しやすい環境を整える。</p> <p>②健診案内を分かりやすいものにするため支部独自のパンフレットを同封し、生活習慣病予防健診の申込み数を増やす。</p>
--	--

栃木支部事業計画（新旧対照表）

案内に同封する。

- ②定期健康診断からの切り替えを促すことを目的に、生活習慣病予防健診のメリットを訴えながら受診勧奨を行う。
- ③生活習慣病予防健診の受診者数増加のため、健診機関毎に目標値を設定し、健診機関による受診勧奨を促す。
- ④小規模事業所の加入者個人に直接、生活習慣病予防健診の利点を伝え、利用を促すことを目的に、個人を対象にした受診勧奨を行う。
- ⑤同意書取得済み事業所の健診機関情報を再確認し、効果的に事業者健診結果データの取得・管理を行う。また、労働局・栃木県との連名による同意書新規取得を継続して行う。
- ⑥被扶養者の特定健診に関しては、以下の施策により受診者数の増加を図る。
 - ・市町の集団健診を最大限に活用できるよう、市町毎の健診日程を受診券に同封するなどして周知する。
 - ・経済団体や市町と協力連携した集団健診等を実施する。
 - ・支部独自の集団健診（オプショナル健診）の場を県内全域をカバーするように設け、特に未受診者の多い地域の回数を増やすことで受診者アップを図る。

（2）特定保健指導の実施率の向上

■ KPI：特定保健指導の実施率を 22.7%以上とする

- 被保険者（受診対象者数：31,130人）
 - ・実施率 23.4%（実施見込者数：7,284人）
 - （内訳）協会保健師実施分 13.9%（実施見込者数：4,327人）
 - アウトソース分 9.5%（実施見込者数：2,957人）

③健診機関や関係団体等と密な連携を図り、事業者健診から生活習慣病予防健診への切り替えが進むよう共同して受診勧奨を積極的に進める。また、健診機関毎に目標値を設定し、健診機関による受診勧奨を促すこと_{で受診者確保に取り組む。}

- ④事業者健診データ取得を効率的に進めるため、外部業者を活用する。また、労働局・栃木県との連名通知による勧奨や、社会保険労務士会等関係団体の協力を得て、事業所に対する働きかけを促進する。
- ⑤被扶養者の特定健診に関しては、市町の集団健診を最大限に活用できるよう、市町毎の健診日程を周知したり、年度末に市町との合同健診を設けたりするなどして行政と連携した事業を展開する。また、支部独自の集団健診（オプショナル健診）の場を県内全域をカバーするように設け、特に未受診者の多い地域に提供することで受診者アップを図る。
- ⑥健診データを活用し、地域や業種等の特性に合わせた効率的な受診勧奨を行う。

（2）特定保健指導の実施率の向上

■ KPI：特定保健指導の実施率を 20.5%以上とする

※令和元年度状況 22.4% (R1.10末現在)

- 被保険者（受診対象者数：29,564人）
 - ・実施率 21.2%（実施見込者数：6,268人）
 - （内訳）協会保健師実施分 12.0%（実施見込者数：3,548人）
 - アウトソース分 9.2%（実施見込者数：2,720人）

栃木支部事業計画（新旧対照表）

<p>●被扶養者（受診対象者数：<u>1,479</u>人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施率 <u>7.0%</u>（実施見込者数：<u>104</u>人） （内訳）協会保健師実施分 <u>3.0%</u>（実施見込者数：<u>44</u>人） アウトソース分 <u>4.0%</u>（実施見込者数：<u>60</u>人） <p>【具体的取組み】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①<u>健診機関の経営層に対し、健診当日の初回面談・分割実施への体制整備・強化に向けた働きかけを行う。</u> ②<u>健康経営の取り組みの一環としての保健指導実施が定着するよう、対象者数の多い事業所を訪問し、事業主・経営層に働きかけを行う。</u> ③<u>対象者に響く質の高い保健指導の実施に向けて、支部所属保健師・管理栄養士と健診機関の保健指導担当者との意見交換の場を設け情報共有を図る。</u> ④<u>被扶養者の保健指導については、集団健診の機会を利用して実施できるよう市町・健診機関との連携を図る。また、各地域での来所相談の場を設けるなど、対象者が利用しやすい環境を整える。</u> <p>（3）重症化予防対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ KPI：受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を <u>12.9%</u> 以上とする <p>【具体的取組み】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①<u>一次勧奨対象者のうち、血圧値について該当する者を対象に電話勧奨を実施する。</u> ②<u>特定保健指導の対象者のうち、医療機関への受診が必要な方に対して</u> 	<p>●被扶養者（受診対象者数：<u>1,451</u>人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施率 <u>6.0%</u>（実施見込者数：<u>87</u>人） （内訳）協会保健師実施分 <u>3.0%</u>（実施見込者数：<u>43</u>人） アウトソース分 <u>3.0%</u>（実施見込者数：<u>44</u>人） <p>【具体的取組み】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①<u>健診・保健指導を一貫して行うことができるよう、健診機関への働きかけを強化する。</u> ②<u>健康経営での取り組みの一環としての保健指導実施が定着するよう、保健指導の効果等を示し事業所に働きかける。</u> ③<u>健診当日に初回面談・初回面談の分割実施ができるよう、健診機関への働きかけを継続する。また、健診機関の保健指導担当者との研修会等を開催し情報共有を図りながら、支部保健師・管理栄養士のスキルアップを図る。</u> ④<u>被扶養者の保健指導については、市町と連携を密にして集団健診の機会等を利用して実施するなど共同での保健指導の実施や各地域での来所相談の場を設け、タイムリーな指導を行う。</u> ⑤<u>保健指導未実施事業所については、保健指導の効果や取組事例を見える化した媒体を使い、指導受入れの勧奨を行う。</u> <p>（3）重症化予防対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ KPI：受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を <u>12.0%</u> 以上とする <p style="color: blue;">※令和元年度状況 <u>11.1%</u> (R1.9末現在) 支部手集計のため暫定値</p> <p>【具体的取組み】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①<u>未治療者に対して医療機関への受診勧奨を行う。二次勧奨対象者への文書による受診勧奨、特定保健指導時の面談による受診勧奨等を徹底して実施する。（二次勧奨実施予定人数 1,648人）</u>
--	--

栃木支部事業計画（新旧対照表）

①受診勧奨を徹底して実施する。

③二次勧奨対象者への医師会との連名による文書勧奨を遅滞なく行う
と同時に、支部の保健師による電話勧奨を実施する。また、当該対象者
者の現在の状況や、生活習慣病が進行した場合について解説したチラシを同封し受診の必要性を訴える。

④糖尿病の重症化予防、糖尿病性腎症患者への保健指導については、栃木県糖尿病重症化予防プログラムに則り、健診データやレセプト情報から該当者を抽出し、専門医やかかりつけ医、他の保険者と連携して効果的に事業を進める。

（4）コラボヘルスの推進

とちぎ健康経営宣言事業所数の更なる拡大を図るとともに、事業主が取組む健康づくりの質を向上させるため、宣言事業所に対するフォローアップの強化を図る。

【具体的な取組み】

①とちぎ健康経営宣言事業所の拡大

- ・健康格付型バランスシート HCS ヘルシーズに加えて、事業所健康度診断シートや取組みの具体策を提供する。
- ・健康経営に関する連携協定・覚書を締結している団体等と協働した健康経営普及促進セミナーを開催する。

②とちぎ健康経営宣言事業所のフォロー

- ・他事業所の好事例や事業所健康度診断シートによる経年変化を提供する。
- ・身体活動量増加セミナー等、運動支援を実施する。
- ・取組みを振り返るアンケートを実施し、1年間の取組みの評価指標

②糖尿病の重症化予防、糖尿病性腎症患者への保健指導については、栃木県糖尿病重症化予防プログラムに則り、健診データやレセプト情報から該当者を抽出し、専門医やかかりつけ医、他の保険者と連携して効果的に事業を進める。

③協会けんぽの取組みを提示するなどしながら医師会との連携を進め、未治療者・治療中断者への働きかけを積極的に実施する。

（4）コラボヘルスの推進

「健康諸表」健康格付型バランスシート HCS ヘルシーズや PL 型健康度判定表を活用し、事業所の健康度の見える化を図る。また、協定・覚書を取り交わしている行政や関係団体等と連携しながら、コラボヘルスによる県民運動的な健康経営の普及促進を図る。

【具体的な取組み】

①事業所の健康状態の現状を評価した「健康諸表」健康格付型バランスシート HCS ヘルシーズを提供し、健康経営の普及促進を行い、更にとちぎ健康経営宣言へつなげる。

②とちぎ健康経営宣言後、事業所の取り組みのサポートを行い、1年間の取り組み実施後、評価指標となる「PL 型健康度判定表」を提供する。判定結果に基づき、次の1年間の取り組みを決定するとともに、優秀な事業所には経済産業省の「健康経営優良法人認定制度」へのエントリーを促す。

栃木支部事業計画（新旧対照表）

<p>となる「PL 型健康度判定表」を提供するとともに、経済産業省の「健康経営優良法人認定制度」<u>のフォローを実施する。</u></p> <p>③とちぎ健康経営事業所認定制度の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定基準をチェックするシートを活用し、栃木県及び健康保険組合連合会栃木連合会と協働し「とちぎ健康経営事業所」を認定する。 <p>④効果検証</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート及び健診結果等を集計し効果を検証する。 	<p>③健康経営に関する連携協定・覚書を締結している行政や関係団体等と協働して、健康経営普及促進に向けたセミナーや説明会等を実施する。</p> <p>④栃木県や市町と共同し共通の評価指標を活用した、新たな認定制度等の「インセンティブ」を加入事業所及び加入者が利用することができる仕組みを検討する。</p> <p>⑤マスコミへの情報提供により、各種メディアを通じた健康経営の普及促進を図る。</p> <p>⑥事業所が実践している健康経営に関する取組の事例集を活用する等して、取組みを横展開することで健康経営の普及促進を図る。</p> <p>⑦とちぎ健康経営宣言を実践している事業所に対し、健康経営推進のためのフォローアップとして身体活動量増加セミナー等、運動支援を外部委託により実施することで、事業所の健康づくりの取組みの質の向上を図る。</p> <p>⑧とちぎ健康経営宣言事業等の取組みを評価するため、健康づくりに関するアンケートを実施する。また、アンケート及び健診結果等を集計し効果を検証する。</p>
<p>3. 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進</p> <p>(1) 効果的な広報活動の推進</p> <p>本部が実施する理解度調査結果を踏まえた広報を実施する。</p> <p>医療保険制度や医療保険の財政状況、<u>医療費適正化等</u>について、<u>事業主</u>及び<u>加入者</u>に十分理解していただくため、分かりやすくタイムリーな情報発信に努めていく。</p> <p>■ KPI：広報活動における加入者理解率の平均について対前年度以上とする</p>	<p>3. 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進</p> <p>(1) 医療保険制度や医療保険の財政状況、<u>健診受診等を通じた個人の健康維持の必要性</u>について、<u>加入者・事業主</u>に十分理解していただくため、<u>引き続き</u>分かりやすくタイムリーな情報発信に努めていく。</p> <p>■ KPI：広報活動における加入者理解率の平均について対前年度以上とする</p> <p>※平成 30 年度調査結果 34.1%</p> <p>令和元年度調査結果 45.3%</p>

栃木支部事業計画（新旧対照表）

<p>【具体的取組み】</p> <p>①定期広報誌（協会けんぽ栃木支部からのお知らせ、社会保険とちぎ）やホームページ、メールマガジン等を活用し、医療保険制度等の広報を実施することで、加入者の適正受診や健康づくりの理解を促進する。</p> <p>②マスメディアへの情報提供により、各種メディアを通じた広報を実施する。</p> <p>③事業主が情報収集のために利用する媒体についてアンケート調査を行い、その結果から有効な媒体を活用した広報を実施する。また、アンケート調査で、令和元年度までのメディア広報の効果を測り、活用する媒体の見直しを行う。</p> <p>④YouTube 広告を活用し、ジェネリック医薬品使用促進等のインセンティブ制度について周知を行うことで、加入者の制度理解を促進する。</p> <p>⑤新規適用事業所や健康保険委員へメールマガジンの登録勧奨を実施し、登録件数を拡大する。</p> <p>⑥商工会議所等、関係団体の機関誌への広報記事定期掲載を促進する。</p> <p>⑦年金事務所と連携した研修会や説明会を実施する。また、関係団体等が開催するセミナーや研修会等で、タイムリーな広報・啓発活動を実施する。</p> <p>⑧研修会等でのアンケート等で加入者から直接意見を聞く取り組みを進め、いただいた意見を広報活動に反映させる。</p> <p> </p> <p>(2) 健康保険委員活動の活性化</p> <p><u>健康保険委員の委嘱者数を拡大する。</u></p> <p>健康保険委員活動の活性化を図るため、研修会を開催するとともに、広報誌等を通じた情報提供を実施する。</p>	<p>【具体的取組み】</p> <p>①定期広報紙（協会けんぽ栃木支部からのお知らせ、社会保険とちぎ）を活用し、医療保険制度等の広報を実施することで、加入者の制度や財政状況の理解を促進する。</p> <p> </p> <p>②YouTube 広告、テレビ、ラジオを活用し、インセンティブ制度等について周知を行うことで、加入者の制度理解の促進を図る。</p> <p>③ホームページ、メールマガジン等の内容の充実を図る。</p> <p>④メールマガジンの登録件数の拡大を図る。</p> <p> </p> <p>⑤商工会議所等、関係団体の機関誌への広報記事定期掲載を促進する。</p> <p>⑥年金事務所と連携した研修会や説明会を実施する。また、関係団体等が開催するセミナーや研修会等で、タイムリーな広報・啓発活動を実施する。</p> <p>⑦研修会等でのアンケート等で加入者から直接意見を聞く取り組みを進め、いただいた意見を広報活動に反映させる。</p> <p> </p> <p>(2) 健康保険委員活動の活性化を図るため、研修会を開催するとともに、広報誌等を通じた情報提供を実施する。</p>
--	--

栃木支部事業計画（新旧対照表）

- KPI：全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 49.0%以上とする

【具体的取組み】

①被保険者100人以上事業所への職員による訪問勧奨を実施する。

また、被保険者100人未満事業所への文書、電話及び訪問による健康保険委員の委嘱勧奨を行う。

②健康保険委員向け定期広報誌（協会けんぽとちぎ）を作成し送付する。

③年金機構と連携し年金委員・健康保険委員の合同研修会を開催する。
また、申請書の提出先や記入例を掲載した「協会けんぽのしおり」を作成配布し、健康保険委員の健康保険制度の理解を促進する。

4. ジェネリック医薬品の使用促進

ジェネリックカルテ等の本部作成のデータを活用し、阻害要因を洗い出す。また、洗い出した阻害要因に基づいて、医療機関・保険薬局に対し情報提供ツールを活用した効果的なアプローチを行う。

他の保険者等と連携し、加入者に対する効果的な働きかけを行う。

- KPI：協会けんぽのジェネリック医薬品使用割合（※）を 79.3%以上とする※医科、DPC、調剤、歯科における使用割合

【具体的取組み】

①ジェネリックカルテや年齢別、地域別、医療機関別の使用割合等のデータを用い支部の課題を把握し、医療機関及び保険薬局へ訪問することで情報の収集を行う。

②ジェネリック情報提供ツールを活用し、医療機関及び保険薬局へ文書による働きかけを行う。

また、医療機関あて情報提供文書を栃木県保健福祉部長と栃木支部長

- KPI：全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 48.0%以上とする
※令和元年度状況 45.5% (R1.12末現在)

【具体的取組み】

①健康保険委員向け定期広報紙（協会けんぽとちぎ）を作成し送付する。

②年金機構と連携し年金委員・健康保険委員の合同研修会を開催する。
また、申請書の提出先や記入例を掲載した「協会けんぽのしおり」を作成配布し、健康保険委員の健康保険制度の理解を促進する。

③新規適用事業所や一定規模以上の事業所への文書、電話及び訪問による健康保険委員の委嘱勧奨を行う。

④健康格付型バランスシート提供事業所及びとちぎ健康経営宣言事業所への健康保険委員の委嘱勧奨を行う。

4. ジェネリック医薬品の使用促進

・加入者が安心してジェネリック医薬品を使用できるよう、加入者の視点から広報の推進を図る。また、ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担額の軽減効果を通知するサービスの実施等による使用促進効果を更に着実なものとするよう、地域の実情に応じてきめ細かな方策を進める。

- KPI：協会けんぽ栃木支部のジェネリック医薬品使用割合を 78.5%以上とする

※令和元年度状況 75.6% (R1.8診療分)

【具体的取組み】

①栃木県保険者協議会において中心的な役割を担って、関係団体との連携によるイベント等を活用しながら広報を実施する。

②栃木県薬剤師会等と連携し、イベントで栃木県薬剤師会と連名のジェネリック医薬品希望と印字したお薬手帳カバーを配布する等、地域における積極的な啓発活動を実施する。

③ジェネリック医薬品希望シールを新規適用事業所に送付し、また、各

栃木支部事業計画（新旧対照表）

の連名、薬局あて文書においては栃木県薬剤師会長を含め3者連名で送付することにより、ジェネリック医薬品の使用促進を図る。

③15歳未満のジェネリック医薬品使用割合が低いことから、15歳未満の被扶養者がいる家庭へ、健康保険制度への財政効果や安全性などの情報提供を行うことで、親世代の理解を促進する。

④栃木県薬剤師会等の関係団体と連携し、イベント等で地域における積極的な啓発活動を実施する。

⑤新規適用事業所や各種研修会、セミナー等で「ジェネリック医薬品希望シール」やリーフレット等を配布し加入者の理解を促進する。

5. インセンティブ制度の着実な実施

インセンティブレポートを活用し、制度の周知広報を丁寧に行う。

【具体的取組み】

①インセンティブレポートを配布し、事業主や加入者の理解を促進することで、行動変容を促す。

②支部広報誌、マスメディア等を活用し「制度について」周知する。

6. パイロット事業

保険者機能の発揮による総合的な取組を推進するための提案を行う。

【具体的取組み】

全国展開の実現可能性を踏まえて、より質の高い事業となるよう十分議論、精査を行った上で提案する。

7. 地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度改革等に向けた意見発信

(1) 意見発信のための体制の確保

(2) 医療費データ等の分析

種研修会やセミナー等で配布する。

④ジェネリックカルテや「ジェネリック医薬品」使用割合等のデータを用い、取り組み重点地域や優先順位、支部の課題を把握する。

⑤ジェネリック情報提供ツールを活用し、医療機関及び保険薬局へ文書「勧奨・訪問」による働きかけを行う。

また、医療機関あて情報提供文書を栃木県保健福祉部長と栃木支部長の連名、薬局あて文書においては栃木県薬剤師会長を含め3者連名で送付することにより、ジェネリック医薬品の使用促進を図る。

5. インセンティブ制度の本格導入

・平成30年度から導入した制度であり、引き続き、制度の周知広報を丁寧に行う。

【具体的取組み】

①インセンティブ制度について支部広報誌、マスメディア等を活用し周知する。

6. 地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度改革等に向けた意見発信

(1) 意見発信のための体制の確保

(2) 医療費データ等の分析

栃木支部事業計画（新旧対照表）

<p>(3) 外部への意見発信や情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ KPI : ○他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率を100%とする ○「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な意見発信を全支部で実施する <p>【具体的取組み】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①医療提供体制等に係る意見発信を行うため、他の被用者保険者との連携を図り、地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率を引き続き100%とする。 ②協会が保有するレセプトデータ等や地域ごとの診療行為別の標準化レセプト出現比(SCR)を分析するためのツール等を活用し、<u>適切な医療機能の分化・連携に向けた意見発信のための分析</u>を行う。 ③地域医療構想調整会議等において、医療データ等の分析結果や地域医療を見える化したデータベース等を活用し、エビデンスに基づく意見発信等を行う。 ④医療データ等の分析結果を踏まえ、医療費の地域間格差の要因等について、ホームページ等により、加入者や事業主へ情報提供を行う。 <p>8. 調査研究の推進</p> <p><u>本部及び支部が保有するレセプトデータ等を分析し、医療費適正化等に向けた情報発信を行う。</u></p> <p>【具体的取組み】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①事業主及び加入者へ、分析結果に基づく医療費適正化に向けた情報発信を行う。 ②第2期保健事業実施計画の中間評価を行うため、レセプトデータ・健診結果データを分析し、事業主及び加入者へ発信する。 	<p>(3) 外部への意見発信や情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ KPI : 他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率を100%とする <p style="color: blue;">※令和元年度状況 100% (R1.12末現在)</p> <p>「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な意見発信を実施する</p> <p>【具体的取組み】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①医療提供体制等に係る意見発信を行うため、他の被用者保険者との連携を図り、地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率を引き続き100%とする。 ②協会が保有するレセプトデータ等や地域ごとの診療行為別の標準化レセプト出現比(SCR)を分析するためのツール等を活用し、<u>加入者の医療機関への受診傾向や医療費の動向等について、地域差の要因分析</u>を行う。 ③地域医療構想調整会議等において、医療データ等の分析結果や地域医療を見える化したデータベース等を活用し、エビデンスに基づく意見発信等を行う。 ④医療データ等の分析結果を踏まえ、医療費の地域間格差の要因等について、ホームページ等により、加入者や事業主へ情報提供を行う。
---	--

栃木支部事業計画（新旧対照表）

分野	<新>令和2年度具体的施策等	<旧>平成31年度（令和元年度）具体的施策等
3.組織体制関係	<p><基本方針> 保険者機能の基盤となる組織体制について、標準人員に基づき人的資源の最適配分を行うとともに、人材育成については、OJTを中心としつつ、効果的に研修を組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。</p> <p>1. 人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置 <u>支部内人事ローテーションを計画的に行い、職員個々の能力を向上させることにより、更なる保険者機能の発揮に向けた組織体制を整える。</u></p> <p>2. 人事評価制度の適正な運用 協会の理念の実現に向けて、組織目標を達成するための個人目標を設定し、日々の業務遂行を通じて目標達成できる仕組みとした人事評価制度を適切に運用するとともに、その評価を適正に処遇に反映することにより、実績や能力本位の人事を推進する。</p> <p>3. OJTを中心とした人材育成 OJTを中心としつつ、効果的に研修を組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。 【具体的取組み】 ①階層、能力、経験、職場状況等に応じたOJTを行い、職員個々の能力を向上させる。 ②外部講座など、職員の研修機会を確保する。 ③通信講座等により自己啓発を積極的に行う組織風土を醸成する。 </p>	<p><基本方針> 保険者機能の基盤となる組織体制について、標準人員に基づき人的資源の最適配分を行うとともに、人材育成については、OJTを中心としつつ、効果的に研修を組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。</p> <p>1. 人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置 <u>標準人員設定の趣旨及び内容等を支部職員一人一人が十分理解し、組織体制を整え保険者機能の一層の発揮に向けた支部運営を実施する。</u></p> <p>2. 人事評価制度の適正な運用 協会の理念の実現に向けて、組織目標を達成するための個人目標を設定し、日々の業務遂行を通じて目標達成できる仕組みとした人事評価制度を適切に運用するとともに、その評価を適正に処遇に反映することにより、実績や能力本位の人事を推進する。</p> <p>3. OJTを中心とした人材育成 OJTを中心としつつ、効果的に研修を組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。 【具体的取組み】 ①外部講座など、職員の研修機会を確保する。 ②通信講座等により自己啓発を積極的に行う組織風土を醸成する。 ③プレゼンテーション能力、説明能力、文書作成能力のある人材の早期育成を図る。 ④支部内人事ローテーションを実施する。 </p>

栃木支部事業計画（新旧対照表）

<p>4. 費用対効果を踏まえたコスト削減等</p> <p>職員のコスト意識を高め、サービスの水準の確保に留意しつつ、引き続き競争入札や消耗品の発注システムを活用した随時発注による適切な在庫管理等により経費削減に努める。</p> <p>■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、対前年度以下とする</p>	<p>4. 費用対効果を踏まえたコスト削減等</p> <p>・職員のコスト意識を高め、サービスの水準の確保に留意しつつ、引き続き競争入札や消耗品の発注システムを活用した随時発注による適切な在庫管理等により経費削減に努める。</p> <p>■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、対前年度以下とする</p> <p style="text-align: center;">※令和元年度状況 0 件</p>
<p>【具体的取組み】</p> <p>①調達見込み額が100万円を超える調達案件は一般競争入札に付し、<u>参加が予想される業者に広くPRを行う等周知する他、十分な公告期間や履行期間を設定できるよう調達スケジュールを管理するなど多くの業者が参加しやすい環境を整備することで、一者応札となる入札案件を発生させない。</u></p> <p>②消耗品、事務用品等について適切な在庫管理を行うとともに、支部内リサイクルを推進する。</p> <p>③調達審査委員会に付す調達案件については、調達内容、調達方法、調達に要する費用の妥当性など調達、予算執行の適切な管理を行う。</p> <p>④調達結果は、透明性確保のため、ホームページ等において公表する。</p> <p>5. コンプライアンスの徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重点目標、活動内容など活動の指針となる年間活動計画を策定し、進捗確認のための委員会を定期的に開催する。 ・コンプライアンス事案を審議するため委員会を必要に応じて開催し、委員会における決定事項を確実に職員に周知する。 ・法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、職員研修等を通じてその徹底を図る。 ・法令遵守を組織に浸透させ、不正が発生しない組織づくりのため、自主点検について点検方法を順守した点検を確実に行う。 	<p>【具体的取組み】</p> <p>①調達見込み額が100万円を超える調達案件は一般競争入札に付し、<u>一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査や公告後の業者への声掛けなどを実施し、一者応札案件の減少に努める。</u></p> <p>②消耗品のWeb発注を活用した適切な在庫管理を図る。</p> <p>③事務用品等の支部内リサイクルの推進（リサイクルコーナーの充実）を図る。</p> <p>④調達審査委員会に付す調達案件については、調達内容、調達方法、調達に要する費用の妥当性など調達、予算執行の適切な管理を行う。</p> <p>⑤調達結果は、<u>ホームページにおいて公表し、透明性の確保に努める。</u></p> <p>5. コンプライアンスの徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、職員研修等を通じてその徹底を図る。

栃木支部事業計画（新旧対照表）

<p>6. リスク管理</p> <ul style="list-style-type: none">・大規模自然災害や個人情報保護・情報セキュリティ事案への対応などについて、最新の防災情報等に即した各種マニュアルや計画等を支部内に周知する。・情報セキュリティ対策については、CSIRT(Computer Security Incident ResponseTeam)において迅速かつ効率的な初動対応を行う。・平時から有事に万全に対応できるよう、訓練（消防、安否確認等）を実施する。	<p>6. リスク管理</p> <ul style="list-style-type: none">・大規模自然災害や個人情報保護・情報セキュリティ事案への対応など、より幅広いリスクに対応できるリスク管理体制の強化を図る。特に、情報セキュリティ対策については、CSIRT(Computer Security Incident ResponseTeam)において迅速かつ効率的な初動対応を行う。・加えて、危機管理能力の向上のための研修や訓練を実施し、平時から有事に万全に対応できる体制を整備する。
--	--

KPI一覧表

1. 基盤的保険者機能関係

令和2年度 支部事業計画【KPI】	令和元年度 支部事業計画【KPI】
サービス水準の向上 【KPI】 ① サービススタンダードの達成状況を100%とする ※全支部一律に設定 ② 現金給付等の申請に係る郵送化率を 92.0% 以上とする ※支部ごとに設定	サービス水準の向上 【KPI】 ① サービススタンダードの達成状況を100%とする ※全支部一律に設定 ② 現金給付等の申請に係る郵送化率を 88.0% 以上とする ※支部ごとに設定
業務改革の推進に向けた取組 ※KPIの設定なし	業務改革の推進に向けた取組 ※KPIの設定なし
現金給付の適正化の推進 ※KPIの設定なし	現金給付の適正化の推進 ※KPIの設定なし
効果的なレセプト点検の推進 【KPI】 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする ※全支部一律に設定	効果的なレセプト点検の推進 【KPI】 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする ※全支部一律に設定
柔道整復施術療養費等の照会業務の強化 【KPI】 柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする ※全支部一律に設定	柔道整復施術療養費の照会業務の強化 【KPI】 柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする ※全支部一律に設定
あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進 ※KPIの設定なし	あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進 ※KPIの設定なし

<p>返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権管理回収業務の推進</p> <p>【KPI】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を95.0%以上とする ※支部ごとに設定 ② 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする ※全支部一律に設定 ③ 医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする ※全支部一律に設定 	<p>返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進【KPI】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を94.0%以上とする ※支部ごとに設定 ② 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする ※全支部一律に設定 ③ 医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする ※全支部一律に設定
<p>限度額適用認定証の利用促進</p> <p>【KPI】高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を86.0%以上とする ※支部ごとに設定</p>	<p>限度額適用認定証の利用促進</p> <p>【KPI】高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を84.0%以上とする ※支部ごとに設定</p>
<p>被扶養者資格の再確認の徹底</p> <p>【KPI】被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を92.0%以上とする ※支部ごとに設定</p>	<p>被扶養者資格の再確認の徹底</p> <p>【KPI】被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を89.0%以上とする ※支部ごとに設定</p>
<p>オンライン資格確認の円滑な実施</p> <p>【KPI】現行のオンライン資格確認システムについて、USBを配布した医療機関における利用率を60.0%以上とする ※支部ごとに設定</p>	<p>オンライン資格確認の利用率向上</p> <p>【KPI】現行のオンライン資格確認システムについて、USBを配布した医療機関における利用率を43.3%以上とする ※支部ごとに設定</p>
<p>的確な財政運営</p> <p>※KPIの設定なし</p>	<p>的確な財政運営</p> <p>※KPIの設定なし</p>

2. 戦略的保険者機能関係

令和2年度 支部事業計画【KPI】	令和元年度 支部事業計画【KPI】
ビッグデータを活用した個人・事業所単位での健康・医療データの活用 ※KPIの設定なし	ビッグデータを活用した個人・事業所単位での健康・医療データの活用 ※KPIの設定なし
データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施 ※KPIの設定なし	データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施 ※KPIの設定なし
i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上 【KPI】 ① 生活習慣病予防健診受診率を63.1%以上とする <u>※支部ごとに設定</u> ② 事業者健診データ取得率を7.7%以上とする <u>※支部ごとに設定</u> ③ 被扶養者の特定健診受診率を29.5%以上とする <u>※支部ごとに設定</u>	i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上 【KPI】 ① 生活習慣病予防健診受診率を61.5%以上とする <u>※支部ごとに設定</u> ② 事業者健診データ取得率を7.6%以上とする <u>※支部ごとに設定</u> ③ 被扶養者の特定健診受診率を28.8%以上とする <u>※支部ごとに設定</u>
ii) 特定保健指導の実施率の向上 【KPI】 特定保健指導の実施率を22.7%以上とする <u>※支部ごとに設定</u> [参考] 被保険者 実施率：23.4% (対象者数：31,130人、実施見込者数：7,284人) 被扶養者 実施率：7.0% (対象者数：1,479人、実施見込者数：104人)	ii) 特定保健指導の実施率の向上 【KPI】 特定保健指導の実施率を20.5%以上とする <u>※支部ごとに設定</u> [参考] 被保険者 実施率：21.2% (対象者数：29,564人、実施見込者数：6,268人) 被扶養者 実施率：6.0% (対象者数：1,451人、実施見込者数：87人)
iii) 重症化予防対策の推進 【KPI】受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を12.9%以上とする <u>※支部ごとに設定</u>	iii) 重症化予防対策の推進 【KPI】受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を12.0%以上とする <u>※支部ごとに設定</u>
iv) コラボヘルスの推進 ※KPIの設定なし	iv) コラボヘルスの推進 ※KPIの設定なし

<p>広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進</p> <p>【KPI】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 広報活動における加入者理解率の平均について対前年度以上とする ※全支部一律に設定 ② 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を49.0%以上とする ※支部ごとに設定 	<p>広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進</p> <p>【KPI】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 広報活動における加入者理解率の平均について対前年度以上とする ※全支部一律に設定 ② 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を48.0%以上とする ※支部ごとに設定
<p>ジェネリック医薬品の使用促進</p> <p>【KPI】協会けんぽのジェネリック医薬品使用割合を79.3%以上とする ※支部ごとに設定</p> <p>※医科、DPC、調剤、歯科における使用割合</p>	<p>ジェネリック医薬品の使用促進</p> <p>【KPI】協会けんぽのジェネリック医薬品使用割合を78.5%以上とする ※支部ごとに設定</p> <p>※医科、DPC、調剤、歯科における使用割合</p>
<p>インセンティブ制度の着実な実施</p> <p>※KPIの設定なし</p>	<p>インセンティブ制度の本格導入</p> <p>※KPIの設定なし</p>
<p>パイロット事業を活用した好事例の全国展開</p> <p>※KPIの設定なし</p>	<p>パイロット事業を活用した好事例の全国展開</p> <p>※KPIの設定なし</p>
<p>地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度改革等に向けた意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 意見発信のための体制の確保 ii) 医療費データ等の分析 iii) 外部への意見発信や情報提供 <p>【KPI】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率を100%とする ※支部ごとに設定 ② 「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な意見発信を実施する ※全支部一律に設定 	<p>地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度改革等に向けた意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 意見発信のための体制の確保 ii) 医療費データ等の分析 iii) 外部への意見発信や情報提供 <p>【KPI】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率を100%とする ※支部ごとに設定 ② 「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な意見発信を実施する ※全支部一律に設定

調査研究の推進	
i) 医療費分析プロジェクトチームによる分析	
ii) 調査研究の推進に向けた各種施策の実施	

※KPIの設定なし

3. 組織体制関係

令和2年度 支部事業計画【KPI】	令和元年度 支部事業計画【KPI】
人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置 ※KPIの設定なし	人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置 ※KPIの設定なし
人事評価制度の適正な運用 ※KPIの設定なし	人事評価制度の適正な運用 ※KPIの設定なし
OJTを中心とした人材育成 ※KPIの設定なし	OJTを中心とした人材育成 ※KPIの設定なし
支部業績評価の実施 ※KPIの設定なし	支部業績評価の実施 ※KPIの設定なし
費用対効果を踏まえたコスト削減等 【KPI】 ・一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする。 前年度において20%以下となった場合は前年度以下とする。なお、今年度において一般競争入札件数が4件以下となる場合は一者応札件数を1件以下とする ※全支部一律に設定	費用対効果を踏まえたコスト削減等 【KPI】一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、対前年度以下とする ※全支部一律に設定
コンプライアンスの徹底 ※KPIの設定なし	コンプライアンスの徹底 ※KPIの設定なし

リスク管理 ※KPIの設定なし	リスク管理 ※KPIの設定なし
本部機能や内部統制の強化に向けた取組 ※KPIの設定なし	内部統制の強化に向けた取組 ※KPIの設定なし
システム関連の取組 ※KPIの設定なし	システム関連の取組 ※KPIの設定なし
ペーパーレス化の推進 ※KPIの設定なし	

**令和2年度栃木支部
保険者機能強化予算（案）について**

I 令和2年度 栃木支部保険者機能強化予算（案）

令和元年11月27日 第3回栃木支部評議会における説明内容と変更ありません。

1. 令和2年度支部医療費適正化予算

予算枠 13,026千円

支部計画 13,000千円

令和元年度		令和2年度	
事業	経費	事業	経費
お薬手帳の普及啓発事業	1,620,000	医療機関を通じた、患者へのジェネリック医薬品情報提供(P2)	583,000
地域医療構想シンポジウムの開催	2,438,500	15歳未満加入者のジェネリック医薬品使用促進のための情報提供(P2)	2,032,800
紙媒体による広報	4,337,000	紙媒体による広報	3,259,000
協会けんぽインフォメーション テレビ放映	981,000	事業主に響く媒体でのインセンティブ制度広報(P2)	3,869,000
FMラジオを活用した協会けんぽ事業の周知	1,956,000	新規適用、新規加入者に対するメルマガ、ジェネリック等の情報提供	1,936,000
YouTube広告を活用した協会けんぽの意見発信	1,612,500	YouTube広告を活用した協会けんぽの意見発信	1,320,000
合計	12,946,000	合計	13,000,000



I 令和2年度 栃木支部保険者機能強化予算（案）

令和元年11月27日 第3回栃木支部評議会における説明内容と変更ありません。

2. 令和2年度支部保健事業予算 予算枠 54,273千円 支部計画 53,896千円

事業項目	令和元年度予算	令和2年度予算	
健診関連経費	治療中の者の検査結果情報提供料 事業者健診 H b A 1 c 追加検査費	100 51	0 53
保健指導委託経費	保健指導機関委託費 中間評価時の血液検査費 健診予定者名簿送料 健診実施機関実地指導旅費 医師謝金 保健指導用データ等送料 保健指導用パンフレット作成等経費 保健指導用事務用品費 (測定用機器類等)	3,474 981 0 19 39 615 100 300	0 990 0 34 39 615 160 300
健診及び保健指導に係る事務経費	保健指導用図書購入費 公民館等における特定保健指導 集団健診 事業者健診の結果データの取得 健診推進経費 健診受診勧奨等経費 保健指導利用勧奨経費 保健指導推進経費 保健事業計画アドバイザー経費 保健師募集広告経費（支部） コラボヘルス事業 情報提供ツール 未治療者受診勧奨 重症化予防対策 その他の保健事業	100 110 13,779 5,600 8,400 4,665 5,068 - 0 50 5,591 1,063 46 624 678	100 110 14,001 5,738 6,600 6,531 1,422 3,201 0 50 3,905 1,034 7,700 757 556
合 計		51,453	53,896

